

「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書」

(趣旨)

第1条 この協定は、中国地域の各工業用水道事業者(以下「協定事業者」という。)が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者(以下「被災事業者」という。)が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(協定事業者)

第2条 第1条に規定する協定事業者は下記のとおりとする。

圏域	協定事業者
鳥取県	鳥取県企業局
	鳥取市水道局
	米子市経済部
島根県	島根県企業局
岡山県	岡山県企業局
広島県	広島県企業局
	福山市水道局
	呉市水道局
	大竹市上下水道局
山口県	山口県企業局
	岩国市水道局
	山陽小野田市水道局

(代表事業者)

第3条 応援活動を円滑に実施するため、各県を一つの圏域として、各圏域を代表する協定事業者(以下「代表事業者」という。)を下記のとおり定める。

圏域	代表事業者
鳥取県	鳥取県企業局
島根県	島根県企業局
岡山県	岡山県企業局
広島県	広島県企業局
山口県	山口県企業局

(応援体制の整備)

第4条 協定事業者は、中国地域に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援活動を速やかに実施できる体制を整備するものとする。

(応援の要請等)

第5条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、別に定めるところにより、代表事業者に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた代表事業者(以下「応援主管事業者」という。)は、速やかに他圏域の代表事業者及び他の応援を行う協定事業者(以下「応援事業者」という。)と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援活動の内容)

第6条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 物資及び資機材の提供
- (3) その他被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第7条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第8条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。

3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第10条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成

する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。

2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(連絡会議の開催等)

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は隨時に連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第13条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第15条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期間)

第16条 この協定は、平成23年2月1日から施行する。

また、協定満了期日は、平成23年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、協定期日を1年間延長し、その後も同様とする。

この協定を締結したことを証するため、この協定書12通を作成し、関係者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年1月31日

鳥取県知事

平井 伸治

鳥取市水道事業管理者 水道局長

津村 奎儀

米子市長

野坂 康夫

島根県知事

溝口 善兵衛

岡山県公営企業管理者

小野 隆夫

広島県公営企業管理者

桂木 弘二

福山市水道企業管理者 水道局長

赤澤 收

呉市水道企業管理者

荒井和雄

大竹市長

入山欣郎

山口県公営企業管理者

児玉啓一

岩国市水道事業管理者 水道局長

上村高志

山陽小野田市水道事業管理者 水道局長

山本克己

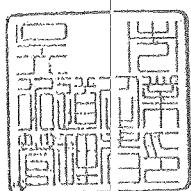
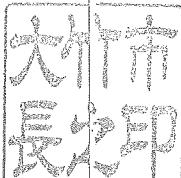
中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書の
一部を変更する協定

中国地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）は、平成23年1月31日付で締結した中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書（以下「原協定」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

記

- 1 原協定第2条の協定事業者中「米子市経済部」を「米子市水道局」に、「福山市水道局」を「福山市上下水道局」に改める。
- 2 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

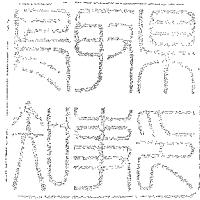
この協定の締結を証するため、協定事業者は本書12通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を原協定と併せて保有する。



平成24年4月1日

鳥取県知事

平井 伸治



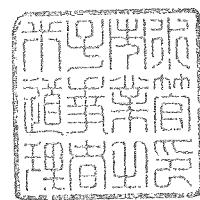
鳥取市水道事業管理者 水道局長

杉本 邦利



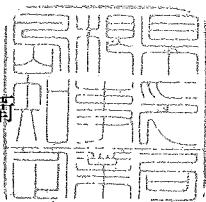
米子市水道事業管理者

植田 收



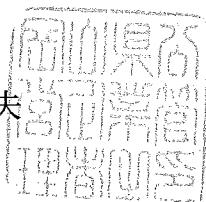
島根県知事

溝口 善兵衛



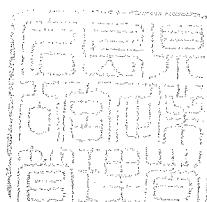
岡山県公営企業管理者

西本 善夫



広島県公営企業管理者

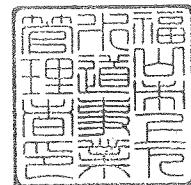
沖田 清治



福山市上下水道事業管理者

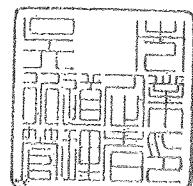
赤澤

收



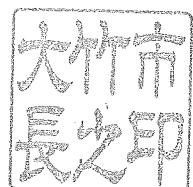
呉市水道企業管理者

長原 寛和



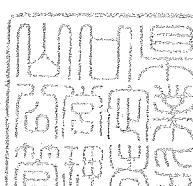
大竹市長

入山 欣郎



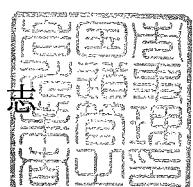
山口県公営企業管理者

藤部 秀則



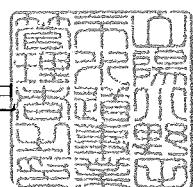
岩国市水道事業管理者 水道局長

上村 高志



山陽小野田市水道事業管理者 水道局長

山本 克己



中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書の
一部を変更する協定

中国地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）は、平成23年1月31日付けで締結した中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書（以下「原協定」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

記

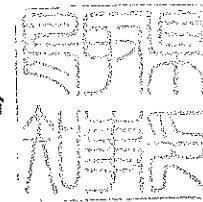
- 1 原協定第2条の協定事業者中「呉市水道局」を「呉市上下水道局」に改める。
- 2 この協定は、平成25年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定事業者は本書12通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を原協定と併せて保有する。

平成25年4月1日

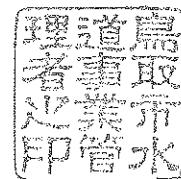
鳥取県知事

平井 伸治



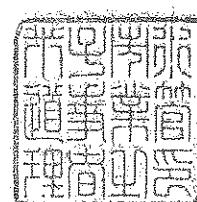
鳥取市水道事業管理者 水道局長

杉本 邦利



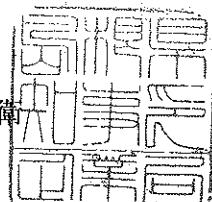
米子市水道事業管理者

中原 明寛



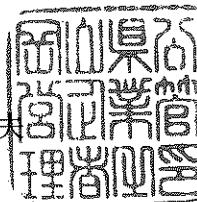
島根県知事

溝口 善兵衛



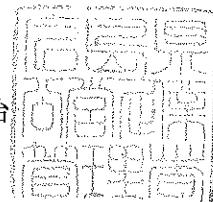
岡山県公営企業管理者

西本 善太郎



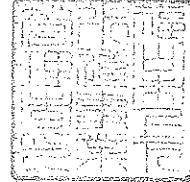
広島県公営企業管理者

沖田 清治



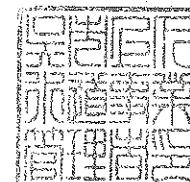
福山市上下水道事業管理者

内田 亮



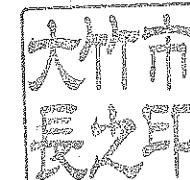
吳市上下水道事業管理者

長原 寛和



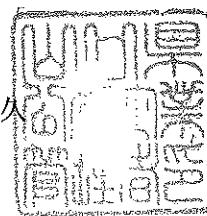
大竹市長

入山 欣郎



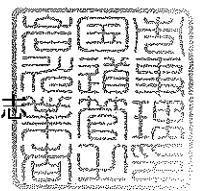
山口県公営企業管理者

弘中 勝久



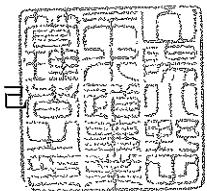
岩国市水道事業管理者 水道局長

上村 高志



山陽小野田市水道事業管理者 水道局長

山本 克己



中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書の
一部を変更する協定

中国地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）は、平成23年1月3日付けで締結した中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書（以下「原協定」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

記

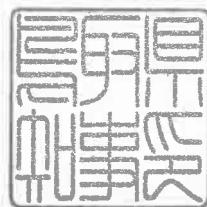
- 1 原協定第2条の協定事業者中の「米子市水道局」を削除する。
- 2 この協定は、令和4年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定事業者は本書12通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を原協定と併せて保有する。

令和4年3月31日

鳥取県知事

平井 伸治



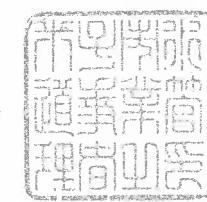
鳥取市水道事業管理者 水道局長

武田 行雄



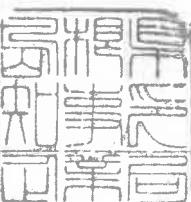
米子市水道事業管理者

朝妻 博樹



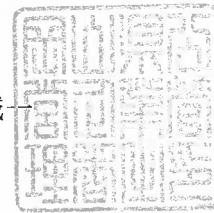
島根県知事

丸山 達也



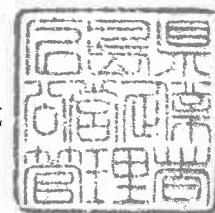
岡山県公営企業管理者

片山 誠一



広島県公営企業管理者

沖邊 竜哉



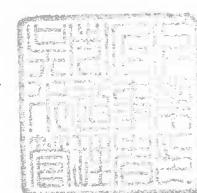
福山市上下水道事業管理者

小林 巧平



呉市上下水道事業管理者

澤村 直樹



大竹市長

入山 欣郎



山口県公営企業管理者

正司 尚義



岩国市水道事業管理者 水道局長

辻 孝弘



山陽小野田市水道事業管理者 水道局長

今本 史郎

